

<<死亡届後のご案内>>

お問い合わせ：下諏訪町 住民環境課総合窓口係
0266-27-1111 (131-135)

最初に1階の住民環境課総合窓口係へお越しください。(全ての課の手続きを総合窓口係の窓口で行います。)

▼死亡後のお手続きは、死亡届を提出されてから、**開庁日2日目以降から可能になります。**
それ以前にもお手続きはできますが、お時間をいただく場合がございますのでご承知おきください。

▼死亡された方の住所が下諏訪町のときの各種手続き

印鑑登録・マイナンバーカード・戸籍に関すること		
亡くなられた方が以下に該当する場合	手続きの内容	担当課
印鑑登録をされていた	死亡届により自動的に抹消されます。 ※印鑑登録証はハサミを入れて廃棄してください。	住民環境課 総合窓口係 (内線131 ~135)
マイナンバーカードをお持ちだった	死亡届により自動的に廃止されます。 ※死亡後の手続きで必要になる場合があるため、諸手続きが終わるまで保管してください。不要になったらハサミを入れて廃棄してください。	
亡くなられた方の戸籍謄本について	戸籍に死亡の記載がされるまでに、死亡届提出後1~3週間程度かかります。 (下諏訪町が本籍の方の戸籍発行可能日：令和 年 月 日)	

保険・年金等に関すること				
亡くなられた方が以下に該当する場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	チェック	担当課
国民健康保険又は後期高齢者医療に加入されていた	葬祭費の請求 国民健康保険資格確認書又は後期高齢者医療資格確認書等の返納 国民健康保険税又は後期高齢者医療保険料及び医療費の精算	葬祭費を受け取る方(喪主)の振込先(金融機関・口座番号)がわかるもの 国民健康保険資格確認書及び限度額認定証又は後期高齢者医療資格確認書等 相続人の振込先(金融機関・口座番号)がわかるもの	<input type="checkbox"/>	住民環境課 国保年金係
福祉医療に加入されていた	福祉医療費受給者証の返納 福祉医療費の精算	福祉医療費受給者証 相続人の振込先(金融機関・口座番号)がわかるもの	<input type="checkbox"/>	
年金を受給されていた 年金に加入されていた	死亡の届出・未支給年金の手続き(国民年金以外の年金又は複数の年金を受給していた場合は、年金機構での手続きとなります) 岡谷年金事務所 (代表番号：0266-23-3661)		<input type="checkbox"/>	

福祉に関すること				
亡くなられた方が以下に該当する場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	チェック	担当課
身体障害者手帳、療育手帳等をお持ちだった	手帳・受給者証の返納 手当消滅届の提出 未支払手当請求	手帳、受給者証 振込先(金融機関・口座番号)がわかるもの	<input type="checkbox"/>	保健福祉課 福祉係
恩給を受給されていた	総務省人事・恩給局へ連絡してください。 (電話番号：03-5273-1400)		<input type="checkbox"/>	
福祉タクシー等を利用されていた	福祉タクシー等助成券・利用者証の返納	福祉タクシー等利用者証 未使用分の助成券	<input type="checkbox"/>	保健福祉課 高齢者係
高齢者応援カードを利用されていた(70歳以上)	高齢者応援カード(ふれあいカード笑顔くん)の返納	高齢者応援カード(ふれあいカード笑顔くん)	<input type="checkbox"/>	

介護保険に関すること				
亡くなられた方が以下に該当する場合	手続きの内容	手続きに必要なもの	チェック	担当課
介護保険に加入されていた	介護保険証等の返納	介護保険証 負担割合証(要介護・支援認定者のみ) 負担限度額認定証、利用者負担額減免助成確認証(減免申請者のみ)	<input type="checkbox"/>	保健福祉課 介護保険係
65歳以上の方	介護保険料の精算及び送付先の変更	申請者の認印 相続人の方の振込先(金融機関・口座番号)がわかるもの	<input type="checkbox"/>	

<裏面もご覧ください>